

## 第2回 東京都駐車場条例検討委員会 議事要旨

### 1. 日時

令和2年12月23日（水）15：30～18：00

### 2. 場所

東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 27

### 3. 出席者

【委員長】 日本大学 理工学部 土木工学科 特任教授 岸井隆幸

【委員】 日本大学 理工学部 土木工学科 教授 大沢昌玄

日本大学 理工学部 交通システム工学科 教授 小早川悟

東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 特定准教授 中道久美子

【オブザーバー】 警視庁 交通部 管理官 交通規制課 都市交通管理室長

警視庁 交通部 管理官 駐車対策課 課長代理（代理）

建設局 道路管理部 管理課長（代理）

産業労働局 商工部 地域産業振興課 大型店環境調整担当課長

都民安全推進本部 総合推進部 違法駐車対策担当課長

環境局 地域環境エネルギー部 次世代エネルギー推進課 ZEV推進担当課長

都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課 政策調整担当課長

都市整備局 都市基盤部 交通企画課 交通計画調整担当課長

### 4. 議事

(1) 地域ルールの対象エリア等について

(2) 小早川委員からの話題提供

(3) 中道委員からの話題提供

### 5. 議事要旨

1) 事務局より議事（1）について資料に基づき説明し、質疑、意見交換の後、以下の内容について了承を得た。

○検討課題 新たな地域ルールの対象エリア（案）

・鉄道駅周辺のおおむね半径 500m以内のエリアかつ都市計画（地区計画等）や行政計画（都市計画マスタープラン等）において、人中心のまちづくりを誘導する等の位置づけがあるエリアとする。

2) 委員からの主な意見は以下のとおり

・駐車場条例改正の検討をしていく中で後々矛盾が生じないように、駐車場政策の全体像がわかる見取り図があると良い。

・条例で定めたことを効果的に運用していくために、地域ルールについて条例で定めるべきことと、

ガイドライン等で対応すべきことを明確にして議論したほうが良い。

- ・地域ルールの対象エリア拡充にあたっては、何らかの計画に基づき策定できるようにすべきである。
- ・立地適正化計画に基づく地域ルールについてもメニュー化すべきである。
- ・附置義務台数の削減にあたっては、単なる協力金の支払いだけでなく、地域の課題解決に貢献できる仕組みづくりができると良い。
- ・商店街等は附置義務対象とならない建築物が多いが、他のエリアとの補完関係を踏まえて地域ルールを適用できないエリアについて、駐車需要があっても単独では現状、駐車場整備が難しい。地域ルールでこうした課題を解決できると良い。
- ・削減台数分の駐車スペースを地域貢献として活用する等、地域全体としての駐車台数の確保や配置を考えていく必要がある。
- ・これから地域ルールを導入する地区に向けたものの他、既に地域ルールを策定済みの地区に対して課題解決のノウハウや事例を提供できると良い。
- ・駐車場の高さや出入口の配置等、事業者が計画の段階から関係機関と協議して設計を進められるように、注意すべき事項が記載されていると良い。

以上